

# 山形県後期高齢者医療広域連合自動車管理規程

平成 19 年 5 月 1 日

訓令第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、法令その他に定めるものを除き、山形県後期高齢者医療広域連合所有自動車（以下「広域連合所有車」という。）の運行管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において「広域連合所有車」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車で、広域連合が所有するものをいう。

(安全運転管理者)

第 3 条 広域連合に、安全運転管理者を置く。

2 安全運転管理者は、総務課長をもって充てる。

3 安全運転管理者は、この規程に定めるところにより、広域連合所有車の運行管理及び職員に対しての安全運転に関する指導に関し掌理するものとする。

(運行管理)

第 4 条 安全運転管理者は、広域連合所有車の運行管理に関する事務を統括するものとし、広域連合所有車を運転する者（以下「運転者」という。）が提出する第 7 条第 2 項に規定する申請に基づき、運行を許可するものとする。

(安全運転に関する指導)

第 5 条 運行・安全運転管理者は、広域連合職員に対する安全運転の教育、啓蒙、指導その他安全運転に関し必要な措置を講ずるものとする。

(整備管理者)

第 6 条 安全運転管理者は、広域連合の職員のうちから整備管理者を選任する。

2 整備管理者は、安全運転管理者の命を受け、次の事務を処理する。

(1) 道路運送車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する点検を実施すること。

(2) 前号の点検結果に基づき運行の可否を決定すること。

(3) 道路運送車両法第 48 条第 1 項に規定する定期点検を実施すること。

(4) 第 1 号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。

(5) 第 1 号及び第 3 号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。

(6) 第 3 号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。

(7) 道路運送車両法第 49 条の定期点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。

(運転者の義務)

第 7 条 運転者は、道路交通法その他道路交通の安全の確保に関する法令並びに道路運送車両法その他自動車の安全性の確保及び整備に関する法令の規定を遵守し、交通事故を起こさないよう努めなければならない。

2 運転者は、運行する広域連合所有車名、用務地、経路、運行期日及び運行時間を明か

かにして、あらかじめ、別に定める手続により、安全運転管理者に届け出なければならない。

- 3 運転者は、運転前に当該自動車の点検を行い、その結果を整備管理者に報告しなければならない。
- 4 運転者は、運行中において自動車に故障又は変調が見られた場合は、所要の措置を講じ、直ちに又は当該運行終了後、整備管理者に故障又は変調の箇所及び度合を報告しなければならない。
- 5 運転者は、運行中に交通事故等が発生した場合には、法令に定められた処置をとるとともに、速やかに安全運転管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 6 運転者は、運行に支障が生じないよう燃料の残存量に注意するものとし、指定の給油伝票により、指定の給油所で給油しなければならない。
- 7 運転者は、運行を終了したときは、所要の整備を行い、安全運転管理者に、別に定める手続により運行の状況を報告し、当該自動車を所定の位置に駐車するとともに当該自動車の鍵を所定の場所に返納しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、広域連合所有車の運行管理について必要な事項は、安全運転管理者が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。